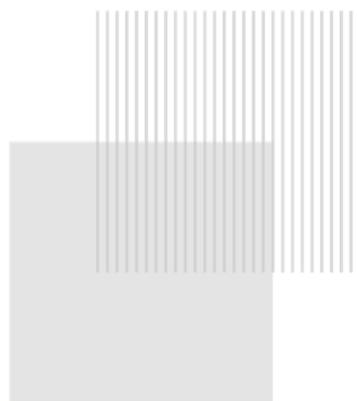


Online inspection manual

～オンライン検査マニュアル～



改版履歴

版数	改版日	変更内容
1.0	令和 6年 5月14日	新規作成

目次

基本編

- 1 「オンライン検査」とは
- 2 オンライン検査対象
- 3 オンライン検査の流れ
- 4 写真及び動画提出時の注意事項について
- 5 動画通信機能の指定について
- 6 個人情報及び機密情報漏えい防止について

検査編

- 1 「オンライン検査」の開始について
- 2 撮影機器について
- 3 運用台数について
- 4 オンライン検査撮影要領

付録

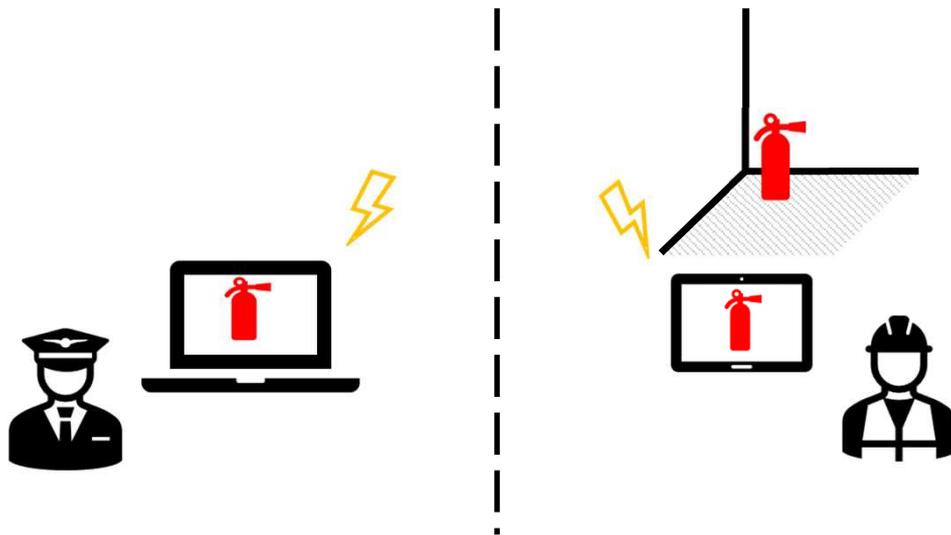
- 1 オンライン検査便利ツール
- 2 詳細撮影マニュアル

基本編



1 「オンライン検査」とは

インターネットに接続された携帯型電子機器（スマートフォンやタブレット等）を使用し、消防職員が現地に出向くことなく行う検査のことをいいます。

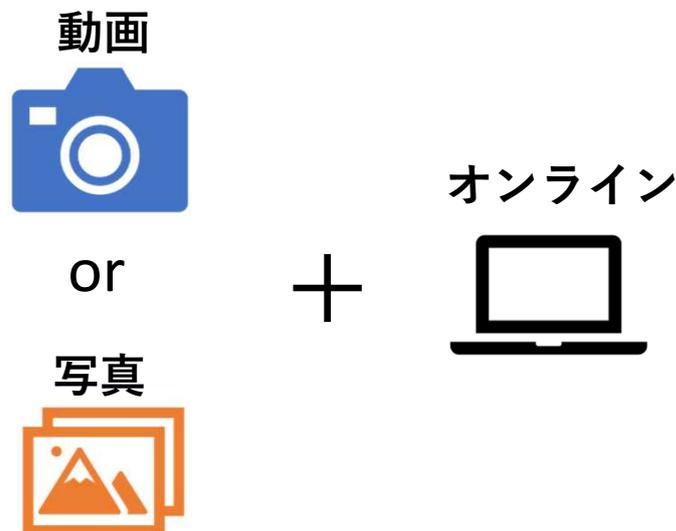


特徴

- ☑ 消防職員が立ち会うことなく検査を実施することができます。
- ☑ 職員の移動時間が無くなるため、検査予約が比較的取りやすくなります。
- ☑ 感染症等の予防に効果的です。

消防職員が、写真又は動画の提出により、オンライン検査と同等と認められる検査部分がある場合には、その部分については、オンライン検査を省略することができます。

※ 写真及び動画提出の留意事項についてはP7~8をご確認ください。



特徴

- ☑ 事前に提出した部分の検査を省けるため、検査時間の短縮が図られます。
- ☑ 電波の届きにくい部分でも、動画を提出することによりオンライン検査を行うことができます。
- ☑ 人数が必要な検査で、検査日に人数を集めることができなくても、事前に人を集めて検査を行うことができます。

2 オンライン検査対象

- ① 消防法第17条の3の2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査）に該当するもののうち、下記にて指定するもの

対象	検査内容
消火器	増設、移設及び取替え
消防機関へ通報する 火災報知設備	ROM交換
スプリンクラー設備	SPヘッドの増設、移設及び取替え
パッケージ型消火設備	本体の増設、移設及び取替え
非常警報設備	構成機器の増設、移設及び取替え
非常放送設備	①スピーカの増設、移設及び取替え ②アンプの取替え
自動火災報知設備	①感知器、発信機等の増設、移設及び取替え ②受信機の取替え
屋内消火栓	構成機器の増設、移設及び取替え
誘導灯	増設、移設及び取替え
連結送水管	構成部品（ブースターポンプ除く）の増設、 移設及び取替え
非常コンセント設備	コンセントの増設、移設及び取替え
避難器具	増設、移設及び取替え

- ② 札幌市火災予防条例第64条第2項（防火対象物の使用開始の届出等）及び第66条第1項（火を使用する設備等の設置の届出）に該当するもの

③ 消防法第11条第5項（完成検査）及び第11条の2第1項（製造所等の完成検査前検査）並びに札幌市危険物規制規則第11条（軽微な変更届出に基づく現地調査）に該当するもの（中間検査を含む。）

※ 以下のいずれかに該当するものを除く

- ・ 設置許可に係る完成検査
- ・ 検査対象が可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所に係るもの

④ 札幌市火災予防条例第71条第1項（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出）に該当するもの

- ⑤ 高圧ガス保安法第20条の規定に基づき実施する完成検査又は同法第35条の規定に基づき実施する保安検査に該当するもの

- ⑥ 火薬類取締法第15条の規定に基づき実施する完成検査に該当するもの

- ⑦ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3若しくは同法第37条の4第4項の規定に基づき実施する完成検査又は同法第37条の6の規定に基づき実施する保安検査に該当するもの

- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、申請者及び消防職員の双方で協議し、オンライン検査等の実施が可能と判断したもの

3 オンライン検査の流れ

- ① 申請書提出時にオンライン検査希望の旨及び連絡先（メールアドレス及び電話番号）を担当職員に伝えてください。



- ② 通信試験を行ってください。



※ 申請される方と担当職員双方に支障がなければ、通信確認を省略しても構いません。

- ③ 検査日の検査時間に動画通信機能を使用し、検査を行います。

4 写真及び動画提出時の注意事項について

写真又は動画の提出により、当該部分の検査の省略を希望する場合は、以下の注意事項を遵守してください。

① 写真提出時の注意事項

写真については、届出書提出時に届出書とともに提出してください。

※ 原則紙面にて提出ですが、消防担当職員との協議の上、データ（メール、大容量データ転送サービス等の方法）による提出も可能です。

注意事項

- ☑ 提出された写真が不鮮明の場合、再度提出もしくは検査の省略ができない場合がございます。ご了承ください。
- ☑ データにて提出する場合、届出書の提出前もしくは提出後速やかに担当者に送信してください。
- ☑ 大容量データ転送サービスを使用する場合、必ず保存期間を設定してください。
- ☑ その他写真の撮影要領については、各設備の撮影マニュアルをご参照ください。



② 動画提出時の注意事項

動画については、以下の方法により提出してください。

I DVDにより提出

注意事項

- ☑ 録画時は新品のDVDを使用してください。
- ☑ 検査終了後、申請者に返却します。消防署では破棄しません。
- ☑ 提出された動画が不鮮明の場合、再度提出もしくは検査の省略ができない場合がございます。ご了承ください。
- ☑ その他動画の撮影要領については、各設備の撮影マニュアルをご参照ください。



II 大容量動画転送サービスの使用

注意事項

- ☑ 保管期間について、必ず指定してください。
- ☑ 届出書の提出前もしくは提出後速やかに担当者にメールを送信してください。
- ☑ 提出された動画が不鮮明の場合、再度提出もしくは検査の省略ができない場合がございます。ご了承ください。
- ☑ その他動画の撮影要領については、各設備の撮影マニュアルをご参照ください。



5 動画通信機能の指定について

オンライン検査に使用する「動画通信機能」については、

① ZOOM

もしくは

② 申請される方と職員で協議し、オンライン検査等の実施が可能と判断したもの

に限定させていただきます。

※ ZOOMの詳細な使用方法については、下記のHPをご覧ください。

https://support.zoom.com/hc/ja/gettingstarted?id=getting_started

6 個人情報及び機密情報漏えい防止について

遵守事項

- ☑ 情報漏えいの防止を徹底してください。
- ☑ 申請される方は、防火対象物の関係者にオンライン検査等を行うことのできることを了承してください。
- ☑ フリーWi-Fiでの通信は行わないでください。
- ☑ 動画通信機能については、常に最新版を使用するようバージョンの更新を行ってください。



検査編



1 「オンライン検査」の開始について

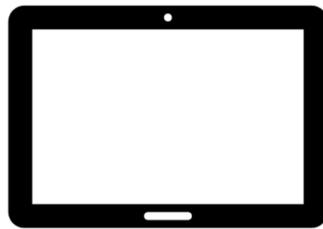
- ① 検査開始時刻前に職員から申請された方の連絡先に招待メール等が届きますので、メール等内に記載のURLにアクセスしてください。
- ② 検査開始時刻までに入室していない場合、担当職員より連絡を行うので、応答してください。

※ 開始方法については、使用する動画通信機能によって異なります。

2 撮影機器について

オンライン検査に使用する機器について、インターネットに接続された携帯型電子機器であれば、どのようなものでも構いません。（例：スマートフォン、タブレット等）

※ フリーWi-Fi接続不可



3 運用台数について

使用機器の台数については複数台使用しても構いません。1台では撮影できる箇所には限界があるため、複数台の運用をおすすめします。

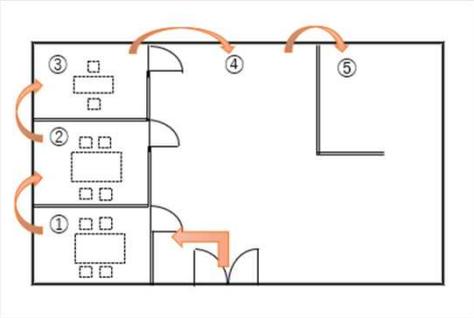
例：自動火災報知設備の場合



4 オンライン検査撮影要領（共通）

各届出に基づくオンライン検査要領については、下記の項目を参考に実施してください。

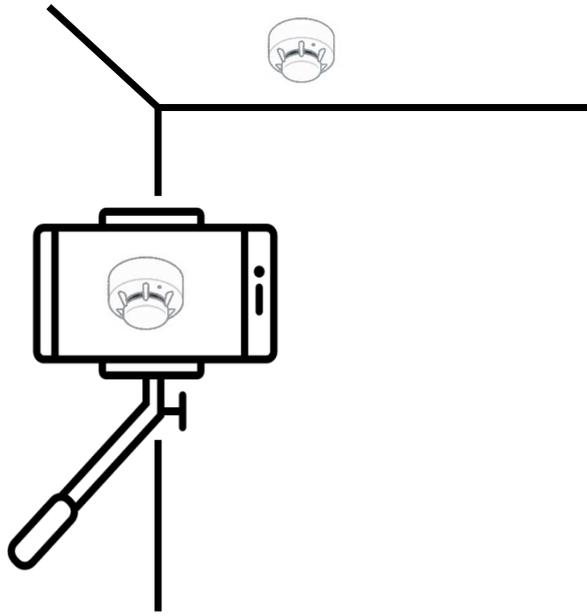
※ 「2 オンライン検査対象」の1及び2に基づく届出の詳細撮影要領については付録2の各項目についても参照

項目	要領	写真
導入	<p>1 建物もしくは対象物の全体を撮影してください。</p> <p>2 建物名称を撮影してください。</p> <p>※ 建物外観等の撮影後、屋外から屋内の検査対象箇所へ移動するまで時間を要する場合は、担当職員と相談の上、通信を一度遮断しても構いません。</p>	 
検査風景	<p>1 通常の検査と同様に、検査対象部分を撮影してください。</p> <p>2 屋内の検査の場合、撮影順序は、原則右回りで行ってください。</p>  <p>※ 動画で提出する場合、動画の冒頭に、動画の撮影日時が確認できる媒体を映してください。（例：電波時計、日時が確認できるスマートフォンの画面等）</p>	 <p>（例：消火器の検査）</p>

付録

1 オンライン検査便利ツール

① 自撮り棒



自撮り棒等を使用して検査を行えば、高い部分の撮影も容易です。

聞こえにくい音声も容易に近づけ聞くことができます。

② 頭部固定スマホスタンド



検査にて両手がふさがっている場合も、撮影が可能です。

③ タブレット、スマートフォンスタンド



常時撮影する必要がある検査の場合、スタンドを使用すると便利です。